

健健発0425第3号
健感発0425第2号
子総発0425第1号
平成31年4月25日

各 { 都 道 府 県 }
 { 指 定 都 市 }
 { 中 核 市 } 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

児童福祉施設等における麻しん対策については、別紙1の「児童福祉施設等の職員に対する麻しんの予防接種の推奨の周知について」（平成30年5月16日健感発0516第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知・子総発0516第1号子ども家庭局総務課長通知）等により、これまで御対応いただいているところです。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙2「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0516第1号結核感染症課長通知）で各都道府県等に通知したとおり、平成31年4月19日に麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）が改正され、「医療機関、児童福祉施設等及び学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、乳幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患者の重症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等及び学校等の職員等のうち、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨

する必要がある。とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり児童福祉施設等において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の児童福祉施設等に対し、広く周知していただきますようお願いいたします。

また、保育所における麻しんを含めた感染症対策については、厚生労働省がとりまとめた「保育所における感染症対策ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしく申し上げます。

なお、別紙3のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

児童福祉施設等において行われる労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に規定する健康診断の機会等を利用して、当該施設等の職員の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。）である2回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、別紙4のリーフレット等を用いて、当該予防接種を受けることを推奨すること。

とりわけ、児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨すること。（改正後の指針第三の三の1関係）

参考1：麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考2：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考 3 : 保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>